

## 構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の策定主体の名称  
愛知県

2 構造改革特別区域の名称  
中部臨空都市国際交流特区

3 構造改革特別区域の範囲  
常滑市の全域並びに名古屋市、春日井市及び小牧市並びに愛知県西春日井郡豊山町の区域の一部（名古屋空港）

4 構造改革特別区域の特性

以下のことから、本地域は規制の特例措置を講ずるにふさわしい地域である。

本地域は国土の中央に位置し、東海道新幹線を始めとする鉄道網、東名・名神高速道路を始めとする高速道路網、港湾（名古屋港）といった高速交通基盤が整備されているとともに、2005年（平成17年）2月には、24時間運用の中部国際空港が開港し、世界・日本各地からのアクセス利便性が飛躍的に高まる地域である。

中部国際空港は、本格的24時間運用が可能な国際空港として、世界各都市や国内の数多くの都市と結ばれることとなっており、全国一の工業出荷額を誇る本県を始めとする中部圏を後背圏に持ち、国際物流、ビジネス交流など国際交流の空の玄関にふさわしい役割を果たすものと大いに期待されている。

計画の中心となる中部臨空都市は、中部国際空港と一体となった公有水面埋立による造成が行われ、空港に近接という立地特性を活かした地域づくりを進めることとしている。新規開発用地は、約230haであり、平成15年度から順次分譲予定であるため、柔軟な土地利用が可能である。

中部臨空都市...中部国際空港近接部における愛知県(企業庁)による新規開発地域

愛知県では、2005年（平成17年）に環境万博として2005年日本国際博覧会（愛・地球博）を開催する。国際博覧会の開催は、愛知県の知名度を世界中に広げ、大きく国際交流が進展する絶好の機会となる。この国際博覧会会場において、燃料電池を始めとする次世代エネルギー実証実験研究を行うこととしている。国際博覧会開催後は、博覧会の新しい技術の成果として実証実験研究を中部臨空都市で継承することとしており、中部臨空都市において、次世代エネルギーを活かしたまちづくり（「プロトンアイランズ構想」の実現）を進めていくこととしている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本地域は、2005年（平成17年）2月に開港予定の24時間運用の中部国際空港の近接部という立地特性を十二分に活かし、国際空港がもたらすインパクトを最大限に取り入れた国際交流都市の形成を目指す。

中部臨空都市は、空港島地域と空港対岸部に大きく二分され、主に空港島地域では、空港貨物地区と一体的な機能配置のもとに国際的な物流機能の整備を進めていく。一方、主に空港対岸部地域では、国際交流都市の中枢にふさわしい国際的な業務・ビジネス・サービス、宿泊・滞在等の複合的な機能や商業施設の集積により、まちの賑わいに溢れる都市拠点の創出を図る。併せて、新エネルギー関連等の産業や研究施設の集積を図っていく。

この国際交流都市づくりに当たっては、環境調和型のまちづくりを基本テーマとし、クリーンで効率的な燃料電池等新エネルギー需給システムの構築など次世代エネルギーを活かした先進的なまちづくりを推進する。

本地域を構造改革特別区域として、環境調和型の国際交流都市形成に資する諸規制緩和措置等を適用して地域づくりを進める。

本特区で実証された先導的な地域づくりが他地域でも展開されることで、我が国における国際交流の進展、ものづくり産業の競争力の強化、新たな雇用の創出、環境負荷の軽減などに大いに資することとなる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

中部臨空都市国際交流特区においては、諸々の規制緩和措置等を取り入れつつ、4つの目標（国際ビジネス交流拠点の形成、国際物流拠点の形成、産業の集積及び環境調和型まちづくり）に向け、3期（当面、短期的将来、中長期的将来）に分けて、段階的に地域整備を行う。

### （1）国際交流の推進

#### 国際物流拠点の形成

2005年（平成17年）2月開港予定の中部国際空港は、24時間運用の空港であり、臨時開庁の承認により国へ納付する手数料の軽減（701）の特例措置や全国緩和された総合保税制度などの規制緩和を空港開港までに適用することにより、貿易コストが削減でき、国際物流が大幅に促進されることと期待される。

空港貨物地区と一体的にフォワーダー施設、流通加工施設、倉庫、トラックターミナルなど総合的な国際物流機能を集積していく。

中部国際空港における国際物流拠点の形成を達成するためには、開港に先立って、現名古屋空港において貨物輸送力を増強するとともに、名古屋空港経由の国際貨物の流れを拡充しておくことが重要である。即ち、名古屋空港における路線及び貨物の増加が、新開港なる中部国際空港に引き継がれ、その後の国際物流拠点の形成を促進することが期待できる。このため、名古屋空港において、臨時開庁手数料の軽減（701）を適用

するなどして、国際航空物流の拡大を図る。

#### 国際ビジネス交流拠点の形成

本特区では、愛知県（企業庁）が平成15年6月から埋立造成用地の分譲を開始する予定であり、今回、公有水面埋立地の用途変更の特例措置（1201）を適用し、処理期間も短縮されれば、より柔軟な企業立地がスムーズに進むものと大いに期待される。

また、数次ビザ取得手続の緩和（2次提案）がされれば、海外との交流を一層進めることができる。

これらの規制緩和措置を適用することにより、事務所、ホテル、展示・会議施設、研修施設、商業施設などの施設集積を進め、国際的な業務・ビジネス・サービス、宿泊・滞在、商業、研修等複合的な機能を有する国際都市拠点の形成を図る。

#### 産業の集積

短期的には、今回の公有水面埋立地の用途変更の特例の適用（1201）及び本県独自の産業立地促進税制（「産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例」）や「高度先端産業立地促進補助金」、「企業立地促進資金貸付制度」を活用して、航空関連産業、ハイテク部品等の空輸型工業、次世代エネルギー、ナノテクノロジー、バイオ、医療工学などの企業立地を柔軟かつスムーズに進めていく。

また、中長期的な展開としては、規制緩和特例措置や本県独自の産業立地促進のための優遇措置を活用して、産業集積を図っていくとともに、次世代エネルギー等新産業関連の研究開発施設の立地を図り、外国人研究者受入促進事業の特例適用（501、502、503）などにより、グローバルな研究交流を進める。

### （2）環境調和型のまちづくり

短期的には、2005年（平成17年）3月から9月まで開催される2005年日本国際博覧会会場において新エネルギーの実証実験を行う。博覧会終了後は、本特区において実証実験をそのまま継承し、燃料電池を中心とした次世代エネルギー等を活用した地域分散型発電及び地域内のエネルギー需給コントロールシステムの先進的導入を行う。

中長期的には、実証実験の成果をもとに、特区地域における新エネルギーの需給システムを構築し、立地動向に合わせたエネルギーマネジメント事業の展開を図る。（本県では、今年度からマネジメント事業実現のための具体的な調査・検討を実施することとしている。）

また、水素ガススタンドの特例を適用し、水素ガススタンドの設置、燃料電池自動車の運行を図り、次世代交通システムの実践を行う。

これらの特区の特例措置の適用しつつ、次世代エネルギー需給マネジメント事業を展

開することなどにより、中長期的な展望のもと段階的に環境調和型のまちづくりを進める。

上記（１）及び（２）をとりまとめた特区計画の事業展開は別紙のとおり。

別紙 構造改革特別区域計画の事業展開

特定事業	事業展開			環境調和型のまちづくり
	国際ビジネス交流拠点の形成 (主に空港対岸部)	国際物流拠点の形成 (主に空港島、先導的に名古屋空港)	産業の集積	
<p><b>第1ステップ(H15～当面実施する事業:土地利用の柔軟化と環境調和型インフラ整備の推進及び名古屋空港における国際航空物流の促進)</b></p> <p>公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化</p> <p>臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業(名古屋空港)</p>		<p>企業誘致活動:分譲申込受付開始(H15.6)</p> <p>県の産業立地促進税制の特例地域指定(H15)</p> <p>県の産業立地促進補助金の適用(平成15年度から制度拡充)(H15)</p> <p>県の企業立地促進資金融資制度の適用(H15)</p> <p>公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化の特例適用(H15)</p> <p>名古屋空港における臨時開庁手数料の軽減特例適用(削除)</p> <p>名古屋空港及び中部国際空港の航空路線及び航空貨物の誘致</p>		<p>新エネルギー実証研究の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NEDOへの公募申請(H15.5)</li> <li>・採択、事業開始(H15.7)</li> </ul> <p>エネルギーマネジメント調査(H15県予算)</p> <p>次世代エネルギーシステム関連産業の育成に係る調査(H15県予算)</p>
<p><b>第2ステップ(H16～開港時までに実施する事業:空港開港と運動した国際物流機能の強化と周辺地域への産業誘致)</b></p> <p>公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化</p> <p>電力小売規制緩和(第156回国会提出の電気事業法改正案による小売自由化範囲の拡大又は電力の特定供給の特例)</p> <p>臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業 (中部国際空港関連地域(常滑市セントレア及びりんくう町))</p> <p>総合保税地域の要件緩和</p> <p>数次ビザ取得手続の緩和(2次提案)</p>	<p>国際的なビジネス関連施設の立地</p> <p>中部国際空港開港(H17.2)</p> <p>数次ビザ取得手続の緩和適用(H17.2)</p>	<p>国際物流企業の立地</p> <p>臨時開庁手数料の軽減特例引継ぎ(H17.2)(削除)</p> <p>総合保税地域の要件緩和適用(H17.2)</p>	<p>新エネルギー関連等の産業の立地</p> <p>新エネルギー実証研究の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証研究開始(H16)</li> <li>・博覧会会場での研究実施(H17.3～H17.9)</li> <li>・特区地域への移設・研究実施(H17.10)</li> <li>(常滑市役所等への電力供給)</li> <li>電力小売規制緩和適用(H17)</li> <li>次世代エネルギーシステム関連産業の育成に係るビジョンの策定(県:H17.3)</li> <li>水素ガスタンドの設置及び燃料電池自動車の運行</li> <li>・博覧会会場での活用(H17.3～H17.9)</li> <li>・特区地域への移設・試行(H17.10)</li> </ul>	
<p><b>第3ステップ(中長期的将来に実施する事業:国際交流拠点形成のインセンティブ強化と新エネルギー関連等産業の集積の加速)</b></p> <p>公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化</p> <p>電力小売規制緩和(第156回国会提出の電気事業法改正案による小売自由化範囲の拡大又は電力の特定供給の特例)</p> <p>(削除)</p> <p>臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業</p> <p>総合保税地域の要件緩和</p> <p>数次ビザ取得手続の緩和(2次提案)</p> <p>外国人研究者受入促進事業</p> <p>水素ガスタンドのガソリンスタンドへの併設</p> <p>水素ガスタンド等の保安距離変更事業</p>	<p>国際的なビジネス関連施設の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンベンションビジネスセンター(ホテルと一体的に)</li> <li>・アウトレットモール</li> <li>・輸入品直販施設 など</li> </ul>	<p>国際物流企業の集積</p> <p>総合保税地域の拡大</p>	<p>新エネルギー関連等の産業の集積</p> <p>研究開発施設の立地</p> <p>外国人研究者受入促進事業の特例適用</p> <p>水素ガスタンドの全国規制緩和及び特例適用</p> <p>燃料電池自動車の本格的運行</p>	

注) :新規に特例措置適用 :継続して特例措置適用 :全国規制緩和

以上、中部国際空港に近接する本特区において、国際物流拠点の形成、国際ビジネス交流拠点の形成、産業集積、環境調和型まちづくりを進め、これを広く他地域の事業展開につなげることにより、日本経済活性化や我が国の環境負荷の軽減（CO<sub>2</sub>排出削減）を図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

中部国際空港及び周辺地域で国際航空貨物のための物流施設が集積されることにより、これまで、新東京国際空港や関西国際空港を經由していた貨物が中部国際空港から輸出入されるようになり、この物流コストの軽減は、本県をはじめとする地域の産業競争力の強化につながるものである。中部国際空港における国際貨物取扱量としては、平成17年度で27万トン、37年度で44万トンを目指す。

また、中部臨空都市において、国際物流機能の強化、国際ビジネス交流の促進、新産業の集積などを進めることにより、新たな雇用の創出や経済の活性化が見込まれる。

さらに、中部国際空港近接部は、平成15年度から第1期土地分譲・賃貸（31ha、70区画）が開始されるが、民間事業者の進出に伴う建設需要による経済効果は2006年度以降総額2,700億円で、空港近接部利用率が2013年度末までに100%に達すると想定した場合、年間平均（06年度から10年度）では371億円の経済効果が見込まれる。本特区の実現により企業立地等が加速することで、空港近接部利用率が2010年度末までに100%に達すると想定した場合には、年間平均540億円に経済効果を高めることができる。（上記推計は（株）UFJ総合研究所の試算（平成14年11月公表）による。）

加えて、本特区においては、21世紀の製造業が直面する最大の制約要因である環境制約を克服するために、次世代エネルギーシステムでものづくり、まちづくりを支えるという壮大な実証実験を行う。

特に、次世代エネルギーの技術開発は、欧米を始め国際的に激しい開発競争が展開されている。この特区内の実験を成功させることにより、本県ひいては日本が、21世紀においても活力を発揮できることとなる。

また、次世代エネルギーによる環境調和型まちづくりは、省エネルギー都市の実現、環境負荷の少ない新たな都市、生活のあり方を全国に向け提案していくこととなる。

## 8 特定事業の名称

- 1201 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業
- 701 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

中部臨空都市国際交流特区においては、構造改革特別区域法の規定に基づく特定事業

を今回適用するほか、下記のように期間をずらして特定事業を適用したり、特区法の規定に基づく特定事業以外の関連事業や本県が必要と認める事業を実施し、これらの事業の相乗効果により構造改革特区としての機能を最大限に発揮していく。

#### ( 1 ) 関連事業

##### \_\_ 総合保税地域における管理主体の要件緩和（全国要件緩和）

中部国際空港において、外国貨物の荷捌き・保管・加工・展示等の複合作業を関税、消費税などが保留されたまま一貫処理できる総合保税地域制度の要件緩和を開港時までに適用することにより、納期の短縮、輸送コストの削減を図り、国際航空貨物関連の総合的な物流機能を集積していく。

##### \_\_ 数次ビザ取得手続きの緩和（全国要件緩和：2次提案）

中部国際空港開港時までに、現在提案している数次ビザを取得するための手続きの緩和措置を適用することにより、中部国際空港を利用する外国人ビジネスマンや研究者の往来の機会が増えることとなる。

##### \_\_ 外国人研究者受入促進事業（501、502、503）

本特区において、中長期的将来展望のもと、外資系企業や世界に向け情報発信できる国際色豊かな研究機関の集積を図ることにより、新エネルギー、ナノテクノロジー、バイオ、健康・医療等先端的分野の研究が加速される。本事業の特例適用により、これら先端的分野に関する研究活動や事業活動に携わる外国人の在留期間を延長することにより、長期間にわたり研究活動や事業活動に専念することが可能となる。ひいては、優秀な人材の確保や人材育成にも繋ぐことができる。

##### \_\_ 新エネルギー実証研究

本特区において、新エネルギーを活用した分散型エネルギー需給コントロールシステムの先進導入を図る。2005年国際博覧会会場における新エネルギー実証研究を継続実施するとともに、エネルギーマネジメント会社を設立し、エネルギーマネジメント事業の展開を図る。さらに、当区域内において、新エネルギー需給システムの拡大を図り、環境調和型都市づくりのインフラ整備面での牽引車の役割を図っていく。

なお、本特区への新エネルギー実証研究の移設後は、電力の小売りを予定しており、電気事業における小売自由化範囲の一層の拡大（第156回国会提出の電気事業法改正案）又は、電力の特定供給事業の特例措置（1103）を適用する。

##### \_\_ 水素ガススタンドのガソリンスタンドへの併設（全国要件緩和）

中部臨空都市における燃料電池自動車の走行のためには、水素ガススタンドの設置が不可欠である。全国要件緩和の適用により、ガソリンスタンドとの併設が可能になれば、水素ガススタンドの設置も増えることになり、燃料電池自動車の走行範囲も広がり、ま

た、実用化が急速に進むことが期待でき、環境調和型のまちづくりの実現に資することとなる。

#### \_\_ 水素ガススタンド等の保安距離変更事業（１１１０）

特例措置の適用により、水素ガススタンドの保安物件に対する距離が緩和されれば、上記と同様に、水素ガススタンドの数も増えることとなり、燃料電池自動車の普及も促進され、環境調和型のまちづくりが一層進むことになる。

### （２）その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

中部臨空都市国際交流特区計画を推進をするため、以下の本県独自の事業を実施する。

#### 立地企業等に対するインセンティブの実施

本県では、平成１５年度から特区地域における企業立地の促進を図るため、立地企業に対する税制面、資金面（補助金、融資制度）での支援措置を実施することとしている。

##### ア．県産業立地促進税制の実施

立地企業に対する不動産取得税を減免する県産業立地促進税制の対象として、平成１５年度から本特区地域（常滑市）を指定する。

##### イ．県産業立地促進補助金の適用

新エネルギー関連等の先端産業の立地を促進するため、平成１５年度から県産業立地促進補助金の改正（補助金額最高１０億円に拡充）を行い、特区地域（常滑市）を適用範囲区域としている。

##### ウ．県企業立地促進資金融資制度（平成８年度に創設）の適用

特区地域に立地する企業に対して、上記補助金その他、県企業立地促進資金融資を活用し、支援を行っていく。

##### エ．用地の長期リース制度の適用

県企業庁では、平成１５年度から特区地域を事業用地の長期リース制度の適用地域に指定し、立地企業の投資負担の軽減化を図ることとしている。

#### 新エネルギー関連検討調査及び支援施策の創設

本県では、平成１５年度当初予算でエネルギー関連検討調査のための必要経費を計上した。この調査に引き続き平成１６年度以降も必要な措置を取っていくこととしている。

ア．平成１５年度に次世代エネルギーシステム関連産業の育成に係る調査を行い、これを受けて、平成１６年度に次世代エネルギーシステム関連産業育成ビジョンを策定することとしている。

イ．このビジョンをもとに、平成17年度以降産業の育成及び新エネルギーの導入促進を図るための助成・支援施策を創設することとしている。

ウ．また、平成15年度にエネルギーマネジメント調査を実施し、新エネルギーマネジメント事業の事業化に向けた検討を行う。

#### 航空物流基盤の整備

ア．中部国際空港において多数の貨物専用スポットと名古屋空港の数倍規模の貨物ターミナルを整備し、さらにその背後に隣接して愛知県が関連事業用地を整備する。これにより、中部圏の産業規模に見合った国際航空物流機能の展開が可能となる。また、両者を一体的に管理し、総合保税地域として許可を受けるとともに、空港建設費の削減などによる使用料等の負担の軽減や土地リース方式の導入により、物流企業の立地促進を図る。

イ．中部国際空港への貨物の円滑な流動を確保するため、自動車専用道路により、名古屋都心から空港まで30～40分で到達可能なアクセスルートを整備する。開港後も、代替ルートの整備に取り組む。

#### 航空路線及び航空貨物の誘致

ア．中部国際空港の国際航空貨物の輸送力及び取扱量を先導するため、名古屋空港への航空路線の誘致、利用促進に、地元関連機関が連携して取り組む。名古屋空港協議会及び名古屋空港ビルディング(株)による航空会社・旅行会社への働きかけ、利用促進キャンペーンのほか、15年度からは、中部国際空港利用促進協議会、中部国際空港(株)も加わり、地域が一丸となって「フライ・ナゴヤ・キャンペーン」に取り組んでいる。

イ．名古屋空港の航空路線及び航空貨物を中部国際空港に引き継ぎ、さらに航空物流の拡大を図るため、愛知県、中部国際空港(株)及び中部国際空港利用促進協議会が連携して、航空各社への働きかけや利用促進活動に取り組む。

#### <フライ・ナゴヤ・キャンペーン>

趣旨：名古屋空港の実績が中部国際空港開港時の路線設定に直結するとの認識の下、名古屋空港関係者及び中部国際空港関係者が一丸となって、名古屋空港及び中部国際空港の路線誘致及び利用促進に取り組む。

内容： 地元行政、経済界が率先して地元空港発着便を利用し、勧奨を行う。

地域において名古屋空港利用促進のための宣伝活動を展開する。

航空各社に対して官民一体の取組みをPRし、名古屋への乗り入れを誘致する。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

701 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

名古屋空港及び中部国際空港を利用する通関業者等

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画認定後直ちに

(適用期間は、名古屋空港については中部国際空港開港の前日まで、中部国際空港関連地域(常滑市セントレア及びりんくう町)については開港日からとする。)

### 4 特定事業の内容

行政機関の休日又はそれ以外の日の税関の勤務時間外に、名古屋空港に所在する貨物について、臨時開庁の承認を受ける者が税関に納付すべき手数料を2分の1に軽減する。

このことにより、休日や税関の勤務時間外に名古屋空港を利用した輸出入コストが軽減され、柔軟、迅速かつ効率的な国際物流の実現によって、名古屋を中心とした地域に集積しているメーカー等の国際競争上の条件を改善する。

また、2005年(平成17年)2月の中部国際空港開港後は、本特例措置を中部国際空港関連地域(常滑市セントレア及びりんくう町)において引き継ぐことにより、輸出入コストの削減を図り、貿易を促進する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### (1) 空港施設の位置及び概要

##### ア 名古屋空港

名称	名古屋空港
位置	名古屋市、春日井市、小牧市、西春日井郡豊山町
面積	約211ヘクタール
滑走路	2,740m×1本
設置主体	国土交通大臣
特色	国際線就航便数、貨物取扱量、旅客数とも全国3位

## イ 中部国際空港

名 称	中部国際空港
位 置	常滑市セントレア
面 積	約473ヘクタール
滑 走 路	3,500m×1本
設置主体	中部国際空港株式会社
特 色	24時間利用可能な海上空港

### (2) 名古屋空港税関支署における臨時開庁申請の状況

平成12年	12,093回
平成13年	11,662回
平成14年	12,374回
平成15年	12,607回(名古屋税関調べ)

### (3) 空港の利便性の向上と施設利用の促進などの貿易振興施策

#### ア 名古屋空港における施策

##### (ア) 貨物ターミナル・国際線施設の拡張

名古屋空港では、昭和62年頃から国際貨物が急増したことから、第3セクターである名古屋空港ビルディング(株)において、平成2年に国内貨物(延床面積4,093㎡)を新設・独立させ、国際貨物の処理能力を向上させた。さらに、平成5年にはターミナル地域西側に輸出専用ターミナル(延床面積10,500㎡)を新設し、従来の貨物ターミナル(延床面積12,891㎡)は輸入専用とし、輸出入とも処理能力を大幅に向上させた。また、12年度には、旧国際旅客ターミナル跡地を輸入貨物用の荷捌き場に転用し、その機能強化を図った。

並行して、急増する国際便に対応するため、平成5年度からターミナル地域の南側拡張(約10ha)に着手し、11年4月までに国際線大型ジェット機用エプロン4スポットと、新国際線旅客ターミナルビル(延床面積71,536㎡)を供用した。

##### (イ) アクセス道路の整備

名古屋空港への貨物及び旅客の円滑な流動を確保するため、名古屋高速道路公社において、アクセス道路となる名古屋都市高速道路(尾北線)の建設を進め、13年3月には名古屋都心方面からの連絡が完成、同年10月には東名・名神高速道路方面からの連絡が完成した。今後、名古屋市内等の路線網のさらなる充実を図る。

(ウ) 名古屋空港における航空路線の誘致

名古屋空港の利用促進については、従来、名古屋空港ビルディング(株)及び名古屋空港協議会が中心となって、航空会社・旅行会社への働きかけ、利用促進キャンペーン等を行ってきた。

- (14年度新規就航路線) 北京便(日本航空、中国国際航空)  
上海便(日本航空)  
大連便(中国南方航空)

15年度からは、名古屋空港の輸送実績が航空各社の中部国際空港開港時の路線設定に大きく影響することから、中部国際空港(株)及び中部国際空港利用促進協議会も加わり、地元が一丸となって「フライ・ナゴヤ・キャンペーン」に取り組んでいる。

<フライ・ナゴヤ・キャンペーン>

趣旨：名古屋空港の実績が中部国際空港開港時の路線設定に直結するとの認識の下、名古屋空港関係者及び中部国際空港関係者が一丸となって、名古屋空港及び中部国際空港の路線誘致及び利用促進に取り組む。

内容： 地元行政、経済界が率先して地元空港発着便を利用し、勧奨を行う。  
地域において名古屋空港利用促進のための宣伝活動を展開する。  
航空各社に対して官民一体の取組みをPRし、名古屋への乗り入れを誘致する。

イ 中部国際空港における施策

現在建設が進められている中部国際空港は、3500mの滑走路を持ち24時間運用可能な、極めて貨物に適した空港となる。その能力を最大限に発揮し、中部圏の産業規模に見合った国際物流拠点の形成を実現するため、次のような施策を展開している。

(ア) 貨物ターミナル施設の整備

中部国際空港は名古屋空港の数倍の規模の貨物ターミナル(敷地面積約26ha)を持ち、中部国際空港(株)では十分なフレイター(貨物専用輸送機)専用スポットの設置や、輸出・輸入上屋の一体化、薫蒸施設、生鮮仕分場、トラック待機場等付帯施設の充実を図る計画である。14年10月から入居事業者を募集しており、既に多数の事業者から応募が来ている。

また、空港に隣接して愛知県企業庁が整備している関連事業用地のうち、空港貨物ターミナルの背後に隣接する区域を総合物流ゾーン(約17ha)として、分譲中(リース可)である。

(イ) 航空関係事業者の負担軽減

中部国際空港(株)では、施設計画の適正化や調達方法の改善などにより空港建設費の大幅削減を実現するとともに、積極的な商業展開などで非航空系収入の確保を図り、着陸料等の航空関係事業者の負担を可能な限り軽減できるよう努力している。

(ウ) 総合保税地域(全国規制緩和)の適用

中部国際空港の貨物ターミナル及びその背後の総合物流ゾーンについて一体的に空港会社が管理者となり、空港では初めての総合保税地域の許可を受けることにより、輸入された貨物の流通加工などを保税状態のまま処理できるなど、事業者において、より自由度の高い物流活動が可能となる。

(エ) アクセス道路の整備

中部国際空港への貨物及び旅客の円滑な流動を確保するため、愛知県道路公社において、アクセス道路となる知多横断道路(8.5km)・中部国際空港連絡道路(2.1km)の建設を進めており、これにより、知多半島道路及び名古屋都市高速道路経由で、名古屋都心から空港まで30~40分で到達可能となる。

開港後も代替ルートとなる西知多道路の早期事業化を目指す。

(オ) 中部国際空港における航空路線及び航空貨物の誘致

「フライ・ナゴヤ・キャンペーン」とは別に、愛知県及び中部国際空港(株)において、中部国際空港への路線の引継ぎ・増便・新規就航を、各国政府や航空各社(貨物専門会社を含む。)に働きかけている。

(新規就航路線)     パリ便(日本航空)

中国便(日本航空)

ソウル便(全日空)

上海便(全日空)

東南アジア貨物便(日本貨物航空)

北米貨物便(日本航空、日本貨物航空)

(増便路線)     バンコク便(日本航空)

釜山便(日本航空)

マニラ便(日本航空)

上記路線は、いずれも平成15年度末までに表明されたもの。

また中部国際空港利用促進協議会においても、航空貨物実態調査を実施するとともに、その結果を踏まえた利用促進に向けた働きかけを実施していく。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1 2 0 1 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

愛知県企業庁

立地予定企業

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日以降

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関する主体

愛知県企業庁

中部臨空都市への進出希望企業

#### (2) 事業が行われる区域

中部臨空都市の一部（別添の地図参照）

#### (3) 事業の実施期間

構造改革特別区域計画が認定された日以降

#### (4) 事業により実現される行為、整備される施設等

企業が埋立地に進出するにあたっては、公有水面埋立法によって認められた用途に添って立地が進められる。

しかし、立地を希望する企業によっては、事業形態、営業戦略等の理由で立地を希望する場所は様々であり、埋立計画時点とは違った用途の場所に企業ニーズが生じるケースがある。

このようなニーズに対し、国際交流都市形成のため必要と認めた企業については、特区内で企業立地がより円滑に行われるよう、公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業の特例措置を適用し、企業立地を促進していく。

【具体の引き合い事例】

現在の用途	進出を希望する企業の業務内容	変更後の用途
商業・業務施設用地	国内物流配送センター 冷凍倉庫 自動車整備場	流通施設用地
流通施設用地	大学サテライトオフィス ロードサイド型ファミリーレストラン アミューズメント施設 空港関連旅客サービス業 フィッシングショップ	商業・業務施設用地
製造業用地	航空フォワード施設	流通施設用地

5 当該規制の特例措置の内容

中部臨空都市は、中部国際空港の様々な機能を支援するとともに、空港がもたらすインパクトを最大限に取り込んで、空港周辺地域の活性化を図ることを目的に整備を進めていく。

また、中部臨空都市は、国際的な交流拠点としての整備とともに、環境負荷の少ない循環型社会のモデル都市づくりを行うこととしており、実現にあたっては、環境・エネルギー関連産業や環境にやさしい企業の積極的誘致を推進していく。

その中で、中部臨空都市には当初の埋立の用途とは異なった企業等の立地希望があり、地域の拠点施設である中部国際空港の機能を十分に発揮させた空港周辺地域の活性化を図っていくためには、こうした企業等の土地ニーズに迅速に対応する必要があると考えている。

このため、中部臨空都市において、公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化の特例措置を適用することにより、より早期に埋立地の有効利用を図っていく。

なお、埋立地の竣功認可の告示内容は下記のとおり。

平成14年 4月 2日愛知県告示第338号

平成15年 1月 7日愛知県告示第 9号

詳細は別添のとおり。